

発言者：谷藤利子議員

日本共産党の谷藤利子です。大項目ごとの一問一答で一般質問をさせていただきます。
大きな項目の1点目は、保育行政についてです。

まず、国の保育制度改編への市の認識と対応について

本年2月24日に厚生労働省社会保障審議会少子化対策特別部会が「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて」と題する第1次報告を発表しました。その特徴は、保育所の認可制度を廃止し、緩やかな基準さえ満たせば営利企業の参入も撤退も自由になり、児童福祉法24条に基づく市町村の保育実施義務と責任をなくす、入所できるもできないも自己責任となる直接契約方式の導入です。保育園で利用できる上限を決めて、それ以外の利用は自己負担になるなども検討されており、公的保育制度解体とも言えるものです。早ければ2011年度の児童福祉法改正、2013年実施がもくろまれています。当事者である保育事業者、また保護者を抜きに議論されていることに、保育関係者からも当事者の声を審議に反映すべきだとの声が起こっています。そこで、この新制度に対する市の基本的な認識、また対応について簡潔にお聞かせください。

2点目は、待機児の現状と市の対応について

長引く経済不況によって家計が厳しくなり、待機児童数、また保育所入所申し込み数ほどの地域でも昨年度を大きく上回っています。今求められている喫緊の課題は、子育て世代を応援し、保育を必要とする子供たちの確実な保育保障であり、国と自治体の責任で緊急に保育所整備計画を立て、必要な財政措置をとることだと考えます。

そこで、市川市の保育園待機児の現状、地域別特徴、また待機児解消に向けた市の対応、今後の保育計画の基本的な考え方について、これも簡潔にお聞かせください。

3点目は公私格差是正、また公立保育園の非常勤、臨時職員の待遇改善について

正規職員と同じ仕事を同じ責任を持って何年行っても、正規職員とは賃金に大きな差がある非正規職員が市川市の保育現場にはたくさんいます。公立保育園の指定管理をしている法人の人件費との公私格差も大きなものがあります。民間企業同様に人件費抑制策の調整弁に使われているわけですが、公務労働からこうした問題改善が必要ではないでしょうか。現状と改善に向けた検討がされているのかお聞かせください。

発言者：笠原 智こども部長

保育行政についてお答えいたします。

保育制度改革が議論される背景には、保育需要の飛躍的な増大、ニーズの多様化など、保育を取り巻く社会環境の変化がございます。特に都市部におきましては保育需要の増大が著

しく、施設整備等の受け入れ体制が追いつかずに多くの待機者を出しているのが現状でございます。このような状況の中で厚生労働省社会保障審議会少子化対策部会では、すべての子供の健やかな育ちの支援を基本とすること、保育の公的性格、特性を踏まえること、保育の質を保ちながら量を確保していくことが必要であり、そのためには財源確保が不可欠であること等を前提に保育制度改革の検討を行い、本年2月24日に第1次の報告を発表したところでございます。この報告では、新たな保育制度の大きな柱として保育契約制度の導入が示されております。これは、これまで市町村が行っていた保育の必要性、優先度の判断は引き続き市町村が行うとしながらも、保育の必要性があると判断された子供の受け入れ保育園の決定については保護者と保育園との間で公的保育契約を結ぶというものでございます。この新たな保育契約制度が具体的にどのように展開されていくかについては、現段階でははっきりしてございませんが、すべてを保護者と保育園に任せるということではなく、国はもちろん、実施主体であります市町村が公的責任を果たす仕組みをつくっていくことが必要であり、それが子育て支援につながるものと考えているところでございます。

次に、待機児童の現状につきましてでございます。市川市におけます保育園の待機児童の数は、本年4月1日現在で483名となっております。地域別に見ますと、北部地域において112名、中部地区では184名、南部地区におきましては187名ということになってございます。待機児童解消に向けた対応といたしましては、公立保育園の増築による定員増や小学校内の余裕教室を利用した分園の設置、また民設による保育園の新設、市有地を活用した民設保育園の設置、認可外保育園から認可保育園への移行など、定員増を図ってきたところでございます。

次に、今後の市川市保育計画の基本的な考え方でございます。従来の保育計画では、待機児童解消に当たっては保育園を整備するという、これらを中心に進めてきたところでございますが、今後の考え方につきましては、引き続き保育園整備を進めるといたしましても、単に保育園を建設して定員増を図るということだけではなく、ファミリー・ママ制度の拡充であるとか幼稚園の預かり保育の推進、事業所内託児所の推進など、ハード面、ソフト面、両面から待機児童解消、あるいは待機児童抑制、こういった施策を打っていきたいというふうに考えております。

次に、公私格差是正や公立保育園の非常勤職員の待遇改善についてお答えいたします。

まず、公立保育園の職員配置状況ですが、4月1日現在で正規職員が414名、週3時間勤務の非常勤職員が145名、短時間勤務等のパート職員が225名、こういう構成になっております。このうち非常勤職員につきましては、平成20年4月より地方公務員法第17条により、正規職員の勤務時間より短い非常勤職員として採用することによりまして、この雇用期間を1年とし、一定の要件をクリアした場合には新たな雇用ができるよう見直しをしたところでございます。

また、非正規職員の賃金単価につきましては、正規職員の給料額の初任給を基礎として算

出をしており、雇用契約期間終了後に再度契約する際には、その経験を加味した賃金単価と
しているところがございます。その他の賃金面での待遇につきましては、交通費を正規職員
と同様に、公共交通機関の利用に応じて全額支給しております。また、休暇制度につきま
しても、忌引休暇や学校保健法に規定する伝染病に感染した際の有給休暇制度を設けるなど
の見直しを図ったところがございます。また、指定管理をお願いしている保育園の人件費につ
きましては、市川市が民間保育園の給料格付に示す給料表で試算をいたしますと、短期大学
を卒業した 21 歳の保育士を対象とした場合、公立保育園、私立保育園とも初任給は同額と
なっております。しかしながら、その後 4 年目以降、差が生じてくるというのが現状でござ
います。そこで、市が上乘せをして支払う委託料の中に、職員の処遇の向上を図ることを目
的として、保育園が国の示す給料水準を上回って給与を支給している場合に支払われる給与
調整費があり、これで補助を行っております。今後も人件費の格差改善については課題とし
て取り組んでいきたいと存じます。 以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

それでは、要望と再質問をさせていただきます。

保育制度の改編についてです。現行の公的保育制度の規制緩和の中でも、既に株式会社が
参入しております。ハッピースマイル、経営難で埼玉、神奈川など 22 カ所が一斉に閉園を
する。また、じゃんぐる保育園、都内姉妹園が補助金不正請求で認証取り消し、撤退する。
また、市川市では施設職員の労働条件、保育の質などに大きな問題を投げかけています。契
約制度は、こうした保育の市場化をさらに拡大することにつながると大変懸念をされてお
ります。自治体としても、質のよい安定的保育を保障する公的保育制度、これを存続する、そ
して予算拡充をしっかりと政府に働きかける、こういう対応を今後とっていただくように強
く要望いたします。

次は、待機児解消についてです。仕事を始めようと保育園の申し込みに行ったら、待機が
多いから、すぐ入るのは難しいと言われ、では無認可保育所にといいことで行ったところ、
認可園に希望を出している人は困ると言われた——途中から移動するからですね——とい
う相談がありました。今ご答弁いただいた中でも、行徳・南行徳地域が相変わらず待機児が
多いわけですが、その中でも、既にちょっと資料をいただきましたけれども、特に妙
典保育園の待機が一番多いということもわかりました。大変急がなければならない。先順位
の答弁の中でも、来年度には広尾に 1 園開園することが行徳地域ではわかっておりますし、
妙典地域についても今一生懸命努力していただいているということもお聞きし、見通しもある
というふうに伺っておりますので、この点についてはしっかりと本当に実現できるように、
これは要望したいと思います。

くれぐれも、じゃんぐる保育園の二の舞にならないように、質と、そして早期の実現と、
両方しっかりとお願いしたいというふうに思います。

さらに、行徳以外にも信篤地域、また大柏地域。実は私に相談いただいたのは大柏地域の方なのですが、安定的保育を保障するためには、今後の考え方として、今、いろんな対応をするんだ、保育園の増設ありきではないんだというお話がありましたけれども、やはり認可保育所、質の伴った保育所を増設する。あるいは認可外保育施設、これはしっかりと条件整備をして認可を促進すると。そして、待機している間も認可保育園に希望を出しているのは困りますということのないように、安心して待機という条件が整うような受け皿対策ですね。いろんな形で対応していただくことは当然かと思えますけれども、路頭に迷うことのないように、しっかりとこの辺も取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、今後の保育計画の基本的な考え方なんですけれども、やはり保護者、保育士、事務職員に多大な負担をもたらす公立保育園の民間委託、これについては市川市では嫌というほど教訓がありますから、そういうことは当面——当面といいますか、考えないように、移行しないように強く要望したいというふうに、これも要望にしておきます。

次は、非常勤職員の待遇改善についてです。指定管理者の法人との公私格差、40歳で約7万円、50歳で約10万円、これは既にお聞きしております。そして、市川市の公立保育園の非常勤職員は、今ご答弁いただきましたが、145人で全体の35%を占めているということです。先ほど先順位の答弁で、恒久的ではない職につかせるために非常勤職員があるんだと言いましたけれども、実際3分の1を占めていて、そうなっているのでしょうか。同じ責任で同じ仕事を長期的に行っている、そういう形になっていることこそがやはり問題なわけですが、その辺について簡潔にお聞かせいただきたいと思います。

そして、国は改正パート労働法の中で、通常の労働者との均衡のとれた待遇を確保する、このことが必要だとし、地方公務員においても公務員法、また各自治体の条例で、そうした適正な処遇改善を確保するようにと、そういう表明をしておりますし、昨年8月の人事院の事務総長通知でも、非常勤職員の基本給は経験年数を考慮して決定する。また、勤務時間に考慮して期末手当に相当する給与を支給するように、国の段階から考え方がかなり変わっています。先順位の質問、答弁でもありましたNHKの官製ワーキングプアの問題、私も見ましたけれども、こういうふうに自治体でも、国は矛盾したことを言っているわけですね。恒久的ではない職につかせることが非常勤だと言いながら、実際そういうふうになっているから改善をしなければいけないわけです。ですから、こうした国の動きも踏まえて、市川市でも、もっと積極的に職務内容や経験に見合った賃上げ、定期昇給、一時金の支給、この辺も検討をするべきだというふうに思いますので、簡潔にこの辺についてご答弁いただきたいと思います。

発言者：笠原 智 子ども部長

非常勤職員の職務、待遇でございますが、非常勤職員はフルタイムでなく、時間を短くしてございますので、例えば1人で担任を持つとか、そういうことがないよう、あくまでも

正規の補助という形で取り組んでいるところでございます。

また、賃金等の待遇につきましては、これは先ほど先順位者の答弁でもありましたが、市川市全体の問題になってまいります。現行の法制度と十分照らし合わせた中、また関係部署とも十分協議した中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

それでは、まとめます。非常勤職員と言いますが、私は臨時職員も含めて質問したつもりだったんですが、聞き方が悪かったかもしれません。保育園の人材は、正規職員を増員して、やはり非正規雇用の場合も経験に見合った待遇改善をしっかりと、子育て支援として安定的、専門的にかかわられるようにしていただく、このことがまず何よりも大事ですので、この点を強く要望して次に移りたいというふうに思います。

次は大きな2点目、入札、契約の改善について伺います。

市内業者への説明と業者の受けとめ方について。市川市では一般競争入札、また総合評価競争入札を本格導入して、どこの地域のどの業者でも入札できる、そのように入札に参加できるようになりました。競争の激化が低価格競争を招いて、足腰の弱い業者が参加しづらい条件をつくり出し、入札に参加する企業が年々減少してきました。同時に施工業者を決定することができない入札不調も続いています。入札不調になった工事は当然、設計、公告、入札まで、すべてやり直しとなりますから、時間も経費もかさみ、事業もおくれることとなります。ことしの2月議会ではこうしたことを踏まえて、入札、契約の市としての改善案が議員に示されました。また、市内事業者にも、この改善案について説明を行ったと伺っております。

そこでまず、平成20年度の入札不調の件数、理由、割合、低入札価格調査件数、そして地元業者との意見交換会や説明会、行ったということですが、その目的は何なのか、どのような意見が出されたのかお聞かせください。

また、地域経済活性化としての課題について。地方自治体の公共工事は工事の目的を着実に達成させる、これは当然ですけれども、地域経済を活性化させるという政策的な位置づけも重要です。市川市の入札制度の改善案がそういう点で十分なのか。まだ課題がたくさんあるのではないかと考えておりますが、新たに検討していることはあるのか伺います。

発言者：小高 忠管財部長

私のほうから、まず最初に、平成20年度の建設工事における入札不調の件数とその理由、割合についてお答えいたします。

平成 20 年度の入札不調件数ですが、最初の公告入札で応札価格が予定価格を上回り、落札できなかったもの、いわゆる不落札、そして入札参加者から入札が行われなかったもの、いわゆる不成立となったことによる不調件数ですが、総合評価競争入札方式では 15 件、一般競争入札においては 33 件、指名競争入札が 2 件で、合計 50 件でございます。その割合は、発注件数に対しまして約 15%となっております。その不調となった理由はということですが、工事内容によって理由も異なると思います。その要因としては大きく 7 点ほど考えられます。1 点目としまして、見積もりに関する情報提供が少なく、見積書作成に多くの時間と手間を要するため、応札する工事の件数を絞るようになった。2 目といたしまして、小規模工事だが、工種が多くメリットが少ない。3 目といたしまして、現場状況によって施工効率が悪く、採算が余り芳しくない。4 目としまして、工期が厳しい。5 目といたしまして、金額に比して工期が長く、余計な間接費用が必要となる。6 目といたしまして、安全対策など仮設費が多く必要となることが予想される。7 点目として、施工単価が合わないなどではないかと推測しているところでございます。

次に、低入札価格調査の件数、割合、そして、その理由についてですが、平成 20 年度の低入札価格調査の対象となったものは、総合評価入札方式で 11 件、一般競争入札で 21 件、指名競争入札が 2 件で合計 34 件となっております。その割合といたしましては約 10.2%でございます。低入札となった理由としましては、1 つは応札者の経営努力が反映されたもの、また、過度の競争が発揮されたというのも原因の 1 つであると推測しているところでございます。

続きまして、地元業者との意見交換会や説明会についてのご質問でございますが、まず意見交換会についてお答えをいたします。昨年 11 月 17 日と 19 日の 2 日間、ことしの 1 月 20 日、27 日の 2 日間、市川市建設工事関係者との意見交換会という形で 2 回ほど開催しております。その参加者は 4 日間の延べで 177 社、188 名の参加をいただいたところでございます。この意見交換会は、市の発注工事において、よりよい設計とするため、また職員と事業者双方のレベルアップを図るために開催したものでございます。昨年 11 月に開催いたしました意見交換会の内容につきましては、既に 12 月議会で一般質問を受けた際にもご答弁させていただいておりますが、改めて 4 日間の意見交換会でいただきました主な意見を申し上げますと、まず設計、積算関係では、現場条件を十分に把握し、その条件に見合った施工方法を選定するとともに、現場に見合った設計、積算を行ってほしい。2 目として、単価が安く受注できないので市場に見合った単価としてほしい。3 目として、市の担当者で資格を有していない者が設計監理を行っており、現場を進めていく上でふぐあいなどが生じている。また、入札制度の関係では、おおむね 4 つほどございます。すべての工事を総合評価競争入札の対象にしないほしい、工事の内容によっては簡易型などを採用してほしい、そして期間を短縮してほしい。次に、入札保証金は現金をやめてほしい。そして 3 目が、入札に係る閲覧図書の情報の開示をできるだけ多くしてほしい。さらには市内業者の育成の観

点から、できる限り市内業者に受注の機会を与えてほしいといったような意見をいただいております。

次に、制度の改正に伴う説明会についてでございます。平成 21 年 4 月 8 日及び 10 日に、建設業界の役員に改正の内容説明を行っております。その際は改正の内容について評価いただいたところでございます。そして、4 月 24 日にメディアパークのほうで市内事業者を対象に説明会を実施しております。参加事業者は 142 事業所から参加をいただいております。その説明会では、特にご質問や意見、また、ご要望もございませんでした。

次に、2 つ目の地域経済活性化についてのご質問でございますが、今回の改正は平成 21 年度の施政方針の中で重点施策としていることから、政策的には位置づけられているというふうに考えております。そこで改正の主なものとしたしましては、まず、市内業者だけで入札環境が整うように、入札に参加が可能な対象業者数の基準の緩和をしております。そして入札参加資格といたしまして、まず市川市内に本店を有するものという条件をつけておりますので、このことで市内業者の受注の回数が増加するというようなことも行っております。また、工事の手抜き、安全対策の不徹底、下請業者へのしわ寄せなどを防止するために低入札価格調査基準の変更、そして失格判定基準の導入、さらには最低制限価格制度も導入しております。そして、市内業者の入札保証金の免除対象を拡大するというような改善も行っておりますし、総合評価競争入札においても対象物件を見直すとともに簡易型を導入し、事業者の負担軽減を図っているところでございます。このように市内業者の育成の観点から、工事を地元業者に優先的に発注するための改善、また事業者の負担軽減にも取り組んでおり、地域経済の活性化につながるものと考えております。

そこで、ご質問の入札制度の改善は不十分であり、新たに検討していることはあるかについてでございます。新たな入札制度は透明性、公平性、競争性を確保しつつ、地元業者への受注の機会を拡大、経営負担の軽減等を考慮いたしまして見直したところでございます。この制度は恒久的な制度ではないというふうに考えております。まだスタートしたばかりでございます。一定の期間実施してみまして、常に検証を行い、そしてふぐあいの部分があれば改善を図りながら、よりよい制度として改善していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

それでは、再質問させていただきます。まだ恒久的なものではない、スタートしたばかりだということで、業者さんの説明会では評価いただいたということなんですが、入札、契約の問題は全国的な課題になっておりまして、この市川市、改善しましたけれども、国も、さらにその上をいく改善の方向性も新たにまた打ち出しているんですよね。本年——最近です——5 月 15 日付で国土交通省は、建設業を取り巻く環境が極めて厳しい状況にかんがみ、地域の雇用を確保し、地場産業の中核として持続的に発展できるように適正価格での契

約を推進する必要があるということで、低入札調査基準価格の設定範囲を20年ぶりに、これまでの66%から85%の範囲を70%から90%の範囲に引き上げることを明らかにしています。見落とせないのは、同じ文書の中に、地域の実情に応じて上限の90%に設定するなど、引き上げを適切に行うようにというふうにも書かれているわけです。日本共産党市議団としても、市の改善案を出された後に幾つかの地元業者さんと懇談させていただいたんですが、評価している、これでいいというお話ではありませんでした。

そこで、再度伺いたいと思います。項目が6点ありますので、簡潔に言います。

市内優先要件の徹底です。1億8,000万未満の工事に対して、市内に本社を持つ要件を付したということで、これは100%、市内になるということで考えていいのかわからない。どうもそうではない、技術点、総合評価の中で該当するものがないということになって市外から募集することになるのではないかなというふうに懸念していますけれども、総合評価の中に、地域に合った施工マネジメント能力を加算する、確実に地元で受注できるようにするんだ、そういう国の方針も出されておりますので、その辺は100%というふうに考えていいのかわからない。

それから設計価格について、先ほど国の方針にもありましたけれども、地域の実情に合った設計単価、地元業者が継続して経営していけるような適正な価格に引き上げること、これが実際に今回の改善でやられてないわけですよ。どうしても必要ではないかなというふうに思うんです。でないと、市内業者に限定するということをしたにしても、結局、低価格競争を迫られていることになりませんか、入札参加も非常に厳しいし、業者を疲弊することになります。どうでしょうか。

それから、最低制限価格、低入札調査基準価格ですが、船橋市では、この最低制限価格は運用で市内業者が85%、市内と市外の混合の場合は80%、市外のみは75%というふうに、市川市ともかなり違って大変高いです。最低制限価格を下回った業者は失格する、大変厳しいわけですね。国の見直しに照らしても、市川市の最低制限価格、低入札調査基準価格ですね。この予定価格の最低68%とか失格基準が58%というのは余りにも低過ぎて、これでは低価格競争を抑制することはできないと思いますが、この辺はどうでしょうか。

それから、4番目に低入札価格の調査内容と公開についてです。調査項目の中に労務者の具体的な供給の見通し、これが市川市の場合にはないと思います。一番大事なところですが、これをぜひ入れるべきだというふうに思います。国や県では、項目がもっとたくさん多いわけですね。市川市は大変緩やかだと思いますので、これをきちんと入れるべきだと思います。また、これらの低入札調査の審査の経過について、議会には詳細な情報提供をするべきだと思うんです。2月議会でも5月の臨時議会でも、信用してほしいという形で詳細な内容の提供がないわけですよ。そうすると、信用してほしいで通るのなら議会は要らないわけですから、その辺の公開の徹底についてはどうでしょうか。

それから、閲覧図書電子化についてです。詳細な情報を閲覧場所でペーパーで見るのではなく、パソコンで何度でも見れる環境をつくる、そのことが条件にふさわしい設計をしや

すくすくというふうになりますが、どうでしょうか。

6点目に、契約内容の工事施工への徹底についてです。工事請負契約を結んだ後、いざ工事を始める前に施工体制台帳、また下請選定通知書など施工計画書を提出させること。それから、工事を始めるときには提出したとおりに実施させること。こうした一連の法令遵守を点検、管理する、そういう体制づくりがどうも徹底されてないのではないかなと思うんですが、この点はどうでしょうか。

発言者：小高 忠管財部長

再質問についてお答えします。ちょっと数が多いので、漏れておりましたら再度指摘をいただければというふうに思います。

まず最初の1点目ですけれども、総合評価の件でございます。本市の総合評価競争入札では、評価項目を大きく3つほど、建設工事もありまして、建設工事の施工の方法に関する技術提案に関する事項、2つ目として、企業の信頼性を評価するため、優良業者の表彰実績や事故または不誠実な行為などの企業の施工能力に関する事項、そして3つ目としまして、施工マネジメント能力を評価するため、配置予定技術者の工事経験などの能力にかかわる事項などであり、適正な施工体制にも配慮して落札者決定をしているところでございます。特に市内業者は施工計画の中で、施工の提案などにおいては、まず地元に着していることから、工事現場周辺の社会的条件とか自然的条件とか、地元のことをよく熟知しておりますから、当然施工の提案だけではなく、その辺を踏まえた中で工事の施工をどのようにやっていったら一番適切かと。目的構造物の品質が確保できている、安全対策もきちんとできて、そして、さらに周辺環境にもある程度影響を与えないでできるようにというところを一番精通しておりますので、市外業者に比べては、その辺の施工計画に係る提案につきましても、よりの確な提案がなされ、評価されているものというふうに考えております。このようなこととあわせまして、今年度から実施しております、改善しました入札制度とあわせまして、地元業者の受注は増加するというふうに考えております。

2つ目の設計価格の引き上げはというご質問でございます。単に地元業者が継続できるよう、設計価格をアップすればよいということではないというふうに私は考えております。設計価格は、いわゆる入札予定価格です。材料価格、労務価格、施工価格を組み合わせることによって、これに共通仮設費、現場管理費など、間接費をあわせて算出されます。設計価格の算出を含めた設計を行うときは、常に現場の状況を十分把握しまして、目的構造物を完成させるためにはどのような施工方法が現場条件に見合っているか検討を行い、施工方法を選定します。そして、選定した施工方法が国、県が定めた積算基準に見合うかどうか、乖離しているかを見きわめ、乖離しているときは現場条件に沿うよう、工数を適切に補正したり、あるいは調査業務委託によりまして材料や施工単価などの特別調査、いわゆる市場価格の調査を行い、その結果に基づき決定することが設計の基本であるというふうに考えております。

したがいまして、今後につきましては関係部署に対しまして、設計に際しては現場の社会的・自然的条件を十分把握するとともに、現場に見合った設計、積算を行うよう周知徹底を図り改善してまいりたいと、このように考えております。

3つ目の低入札価格調査基準の引き上げでございます。低入札価格調査基準につきましては、実は平成21年4月1日に、国の20年度の基準に合わせまして改正したところでございます。しかしながら、今回、平成21年の4月3日付で国土交通省大臣官房長から内部部局長あてに、低入札価格調査基準の改正について通知がなされたところでございます。その後、千葉県公共工事契約業務連絡協議会事務局より本市にも、実は平成21年の4月16日付で改正の通知がなされております。改正の通知を受けたときは、既に新たな制度をスタートしておりました。先ほども申し上げましたが、この制度は恒久的なものではないというふうを考えております。まだスタートしたばかりでございます。完璧なものでない以上は、必ず何らかの課題が出てくるというふうに感じております。一定の期間、実施をしてみまして、そして常に検証を行い、そういう点が出てきましたら年度年度で改善を図りながら、よりよい制度としてまいりたいというふうと考えております。その際、あわせて国の基準も常に織り込んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をくださるようお願いいたします。

4つ目の低入札調査のチェックについてお答えします。低入札価格調査基準を下回った場合には、市川市低入札価格調査制度運用要領というのを制定しておきまして、これに基づき審査をしております。その主な内容といたしましては、大きく5つ。1つ目がその価格により入札した理由、2つ目が入札価格の積算内訳書、手持ち工事の状況、手持ち資材や機材の状況、下請予定事業者など9項目について調査を行っております。国の通知によりますと、市川市の調査項目のほかに、ご質問にもあります労務者の具体的な供給の見通し、安全衛生体制などを含め、14の調査項目を国のほうではやっているというふうにも認識しているところであります。調査項目の追加や情報の提供などにつきましては、内容の調整や要綱の改正などが必要でございますので、国の調査項目等を参考に、早期に情報提供、あるいは改正できるように検討してまいりたいというふうと考えております。

次に、閲覧図書の電子化というご質問でございます。このご質問は、さきの12月議会でも、ほかの議員の方からご質問がございました。その際にもお答えしておりますが、その後の動向というところもあわせてお答えさせていただきたいと思っております。現在、入札に伴います図書の閲覧につきましては、ご質問者が言われるように、紙ベースを中心に行っているところでございます。この件につきましては、昨年11月の意見交換会でも市内業者の方々から意見もいただいておりますので、現在、一部ではございますが、できるところからCDとかDVD等の電子媒体による配布も行っているところでございます。今後につきましては、ホームページでの公開につきましては、入札参加者の受け入れ環境など、市側もそうなんですけれども、その辺の環境を考慮いたしまして、一定期間内に適切な見積もりができるよう、設計図書及び詳細な情報などの公開も含めまして、今後どのような方法をとればスム

一ズにできるか検討してまいりたいというふうに考えております。

6つ目でございます。契約と工事施工までの責任について、契約後、工事着工から完成まで、一連の法の遵守の履行確認義務の徹底についてどのように考えているかということだと思います。法令遵守の確認義務を要する範囲につきましては、請負業者側と発注者の市の監督員である側とそれぞれの役割があると思います。1つは、請負業者側が確認を要する範囲の役割としましては、建設業法を遵守することはもちろんのこと、安全対策を含めた労働環境に係る関係法令、施工に係る関係法令を遵守し、工事を進め、目的構造物を完成させる必要があるというふうに思っています。一方、発注者側の監督員が確認を要する範囲といたしましては、請負業者が確認義務を要する範囲の中で、特に安全対策に係る法令とか施工の品質確保に係る関係法令の部分、さらに建設業法で禁止されている規定、例えば下請業者が許可が必要な規模なのに有していないとか、一括下請が禁止されているのにやっていないかなどが遵守されているか、チェックする必要があると思っています。

その中で、市の監督員及び工事所管課長が点検調査をしなければならない規定が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる適正化法や建設業法に基づきまして、市川市では建設工事指導要綱を定めております。その指導要綱の中では、請負金額 2,500 万以上の場合と 1,000 万以上の場合と分けて規定をしております。請負金額 2,500 万以上のときは、施工体制台帳の提出を求め、確認をする。2つ目として、施工体系図を明示させる。3つ目として、下請リストと契約書を確認する。4つ目として、再下請があった場合には、その通知がされているかというところを確認する。5つ目として、技術者の配置状況は適切か。もう1点は、品質を確保するための施工方法や材料の品質チェックを行っております。一方、請負金額 1,000 万以上につきましては、施工体制台帳の提出を求めて施工体制を確認する、施工体系図を表示させる。もう一方、下請業者の選定通知リストを出させている。そして、品質確保のための施工方法や材料の品質が適正であるかというところなどのチェックをしております。今後につきましても、さらに関係部署にこれらを徹底するよう周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

質問が多かったようで時間が足りなくなりました。本当は副市長にお聞きしたかったんですが、ご答弁いただいた中でも、地元業者さんから価格の問題、それから市の担当者の専門性、まだまだ改善されてない面がたくさんあります。

まとめますが、いずれにしましても、地域経済を活性化させるためには、やはり低価格競争にブレーキをかける、そして市内業者の入札参加をふやす、健全な競争ができるような環境の改善、これがどうしても必要なんですが、残念ながら、そこに至ってないんですよ。市の設計価格、最低制限価格引き上げ、ぜひとも検討していただきたい。本当は副市長にご答

弁いただきましたかったんですが、時間がありませんので、強く要望して次に移ります。

広尾防災公園整備についてです。

広尾防災公園は、地元にとっては憩いの場所、また防災拠点として大切な場所になると大変期待しております。工期は今年度いっぱい、来年4月には開園することになっております。一連の工事の入札、契約において低入札が続いたことから、期待にかなった工事が行われているのか、これが大変気になって質問をしたわけです。電気設備は柏市の業者が55%と異常な低入札、一番大きい造園土木5種類の工事も一括発注で、松戸市の業者が74%の、これも低入札。いずれにしても、低入札調査対象の工事です。こんな無理な条件で質のよい工事ができるのか、作業員の賃金、安全が保証されるのか、公共事業の発注者としてきちんとしたチェックがされているのか、そういう点で質問を出しました。低入札工事のチェックがどのように行われているのか、違反行為はないのか。また2点目として、残された工事内容、入札や工程。3点目に、これから実施する工事の中で市内業者の参加が位置づけられるのか、簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。

発言者：田草川信慈行徳支所長

広尾防災公園整備についてお答えいたします。

まず、工事に必要なチェックでございます。一般的なチェックといたしましては、市が発注する土木工事にかかわる工事請負契約書及び設計図書に、契約の適正な履行の確保を図ることを目的として市川市の土木工事共通仕様書がございます。この仕様書におきまして、施工に関する一般的事項に関して千葉県土木工事共通仕様書の規定を準用することとされております。この中で、市の監督職員の役割として、請負者側の現場代理人に対する指示、承諾、協議、確認、把握等が千葉県土木工事施工管理基準及び規格値により定められているところであります。したがって、発注したすべての工事はこの基準に従って、工程管理や出来高管理、品質管理といったことについての施工管理を実際に行っているところでございます。

次に、ご指摘の低入札案件につきましては、特にその監督体制を強化する必要があるというふうに認識しております。そこで、これらの低入札価格調査制度、調査対象工事の監督体制につきましては、千葉県土木工事共通仕様書に準じて行っております。具体的には施工体制台帳や施工計画書の内容の確認、あるいは設計図書の仕様内容が適正に履行されているかなどについて調査しております。その際、書類調査はもちろんなんですが、工事生産等の2次製品や植栽等の生産物、また現場の施工状況等について市の監督職員が段階的に確認を行って、公共工事の品質確保に努めているところでございます。

広尾防災公園工事の現在の進捗ですが、現場打ち、土どめのコンクリート打設工事がおおむね完了したところとなっております。この品質管理を例にとり言いますと、使用する生コンクリートが設計強度の基準以上を確保されているかどうかを検査するために生コンク

リート工場の立入検査を行い、実際に入荷したコンクリートの強度を確認するための圧縮試験を行っております。また、今後も植栽等については、市の監督職員が生産地に赴きまして、納品予定の植木の規格寸法の検査をし、不良品が入荷しないように写真に記録するなど、品質の確保に努めることとしております。なお、工場製品につきましても同様のチェックを行ってまいります。

また、作業現場の元請、あるいは下請業者の作業員の労働環境といった問題でございます。低入札工事に限らず、市川市の発注する建設工事の請負契約の適正化、元請、下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発展を図ることを目的として、市川市建設工事指導要綱が定められております。この中で、先ほども申し上げました施工体制台帳を工事現場ごとに備えておくとともに、市長に提出しなければならないとしております。これにより、市は市川市公共工事入札契約適正化法事務運用要領の規定に基づきまして、工事所管課の長は施工体制等について点検することとなっております。この主な効果といたしましては、技術者の現場選任制の徹底、一括下請に関する点検強化、建設業違反等への早急な是正措置、現場掲示により、第三者による施工体制の確認であります。今回の工事につきましても、本年4月22日に株式会社新松戸造園より、この規定に従って、必要な書類として施工体制台帳、施工体系図、下請契約書、再下請契約書、標識等の掲示、技術者の配置状況の提出があり、速やかに点検を実施しております。また、現場における労働者の安全対策の一環としましては、元請業者により作業前に朝礼を行い、安全確認を行っております。さらには、毎月、安全訓練を実施しております。

続きまして、残された工事内容と入札や工程についてであります。今後の公園内における主な発注予定工事につきましては、屋外便所建設工事と管理棟や屋外便所に付随する電気設備工事と機械設備工事、さらに案内板等のサイン工事の4件を発注する予定でございます。電気設備工事と機械設備工事につきましては7月上旬入札予定で、屋外便所建設工事につきましては設計作業中であるので、8月ごろの入札を予定しております。また、サイン工事は、公園の利用ルールに寄与するために今月末より住民検討会を立ち上げ、利用ルールや管理運営の方針について近隣の方々と話し合った結果を盛り込み、秋ごろに発注する予定です。いずれも契約後、直ちに工事に着手し、管理棟と同じく、平成22年1月末完成の予定でございます。なお、工事現場の進捗状況につきましては、市のホームページの「暮らしの情報」内にて「広尾防災公園『現場だより』」を掲載させていただいておりますので、ご利用いただければ幸いです。

続きまして、市内業者育成という政策的位置づけはされるのかということでございます。市川市では、今年度から設計金額に対する入札に必要な業者数を緩和しており、広尾防災公園整備事業における今後の発注工事におきましても、この制度に沿って発注を行います。したがって、今後の工事につきましては、金額的に見ると、入札の公告に際しては、市川市内に本店があり、金額に応じた格付等級を有する市内業者による一般競争入札で執行する

見込みでございます。なお、下請を利用する場合は、可能な限り市内業者としていただくよう明記いたしております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

ご答弁いただきましたけれども、支所長もご存じかと思えますけれども、先日、党市議団で、専門家の方もご一緒に行っていただきましたが、広尾防災公園に出向きました。そして、低入札調査対象になったこの2つの工事の作業体制、少しだけ調査させていただきました。

そこで気になったことですが、まず、この現場の作業体系図の表示場所です。作業体制台帳、また作業体系図、これを現場だけじゃなくて外にも出さなければいけない、2カ所出さなければいけない。義務づけられている、これが両業者ともやられてない。また、施工体系図には下請、再下請など、業者名をすべて表示しなければいけないけれども、土木造園業者のほうは2次下請は表示されてない。また、電気設備のほうは安全衛生責任者、建設業退職金共済制度——建退共、この表示がされてない。この電気設備のほうは、千葉県工事では低入札調査の対象になって失格になっています。こういう、ちょっとした表示の部分だけしか中に入れません、それだけでもこれだけ問題、違反行為があるわけですが、これは認識していなかったのか。先ほどのご答弁ですと、相当に管理、監督されている中で初歩的なことが認識されていないというのは非常に不思議なんです、その辺はどうだったのか。

それから、工事を始める前に施工体制台帳ですね。下請との契約、下請選定通知書、施工体系図などなど、これはちゃんと出している、今ご答弁がありました。そして、これに基づいて現地確認をしっかりとやっているということ、これは間違いありません。初歩的なところでこれだけミスがあると、本当にそうなのかというふうに思うんですが、もう1度確認します。

それから、下請、再下請の賃金が契約どおりに本当に支払われているのかどうか、労働時間を厳守しているかなど、これは下請、再下請の直接作業している方に聞く、そういうことが労働基準監督署の調査などでも行われるんです。そういうこともしないと本当のところはなかなかわからないですね。その辺はどうでしょうか。

それから、やはり一番気になったことは、低入札物件にかかわらず、施工業者が守らなければならない基本的なことです。先ほど表示の問題、申しあげましたけれども、初歩的な段階でこういった落ち度がある、違反があるということは、市川市の工事が、通常の工事も低入札にかかわらず、基本的なところでチェックが徹底されていないのではないかなど。まして低入札工事の検査体制は、先ほど支所長もおっしゃったように、通常以上に強化しなけれ

ばならないことになっていきますよね。そういう意味では、電気設備のほうは安全衛生管理責任者が、通常ですと人数上要らないかもしれないんですが、異常な低入札の中では配置する、そのぐらいの体制が強化されなければいけないと思うんですよ。そういう認識もないのかなというふうに思うんです。その辺については支所長に答えられなければ副市長に答えていただくというふうにお願いします。

それから最後に、低価格の工事は、やはりチェックが厳しいところを何とか通過させて、そうでないところに必ずしお寄せがいくというふうに、これは常識的に言われています。ですから、今やっている低入札工事はとりあえず何とか通過させるという形になって、今後もさらに低価格競争を繰り返していく、悪循環をつくるということになりかねませんから、当面はチェックを厳しくしながらも、今後はこういった形で何度も体制を強化してチェックを厳しくしなければならないような低入札契約はしないという、これを教訓、今後の方針とするべきではないかなというふうに思うんです。その辺は支所長には答弁難しければ、副市長なり管財部長なりお願いしたいと思います。

発言者：土屋光博副市長

私ども入札・契約制度、また設計、さらには現場の監督等々は法令に基づいてしっかりとやっていくという義務がありますので、当然現場においては、そのとおりにやってもらうように強く現場を指導したいと思います。

それから、今、入札・契約制度や最低制限価格その他のお話がありましたが、私どもは昨年の末にも業者の方々に集まっていたいただいてご意見を聞いておりますし、また制度を変えたときにも制度の内容をご説明して、全体の皆さんからご意見を伺っております。今の話は、どういう方がどういうご意見なのか、もう少し詳細にまた聞かせていただければ反映をさせたいと思いますけれども、私どもとしては、建設工事については土木もあれば建築もあれば電気もありますし、AランクもあればBランクもあればCランクもある。それぞれ皆さん方、さまざまなご意見があるわけでありまして。全体を集約してやっておるということでもありますので、そういう制度全体を理解した上でご提案をいただければというふうに思っております。以上です。

発言者：田草川信慈行徳支所長

時間がないので簡潔にさせていただきます。確かにご指摘のさまざまな不十分な点があったかと思っております。これらについては必ずしも違法ということではないんですが、職員と業者に十分注意させて是正をさせております。また、私は、この広尾防災公園の工事に関しては大変大きな責任を感じております。何としても、よりよい公園を決められた期間内に、しかも安全に施工して市民に提供しなければならないというふうに思っております。そのため

に、今後法律を守らせてきちんとした工事をさせて、しっかり監督してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

時間がなくなりましたので、次の質問ができなくなりました。残念ですが、いずれにしましても、私も予定どおり、いい公園として完成させるために工事内容、また下請業者、作業員などにしわ寄せがいつてないかということでお話ししておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。